

東社協福祉施設経営相談室だより No.163 (全2枚)令和5年4月24日

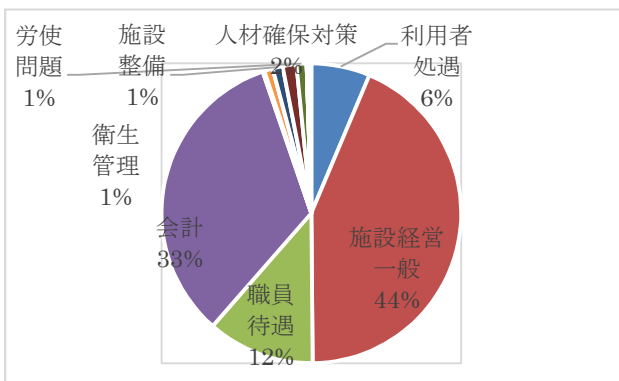
◆◆◆コンテンツ◆◆◆

- 1 昨年度寄せられた相談
- 2 社会福祉法人等の一部書類は電磁的記録で作成し閲覧には電子媒体での供与が基本に（厚労省）
- 3 新型コロナウイルス感染症への対応（厚労省）

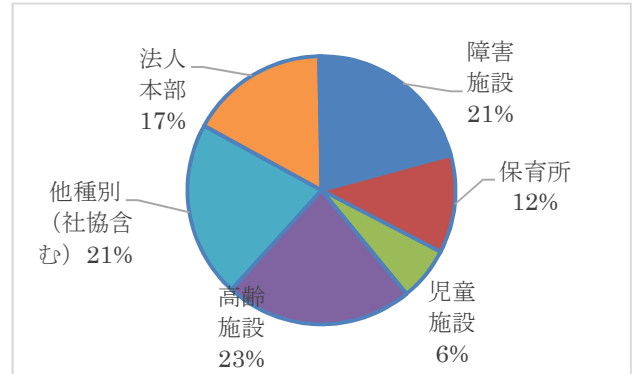
1 昨年度寄せられた相談

令和4年度は1009件の相談が寄せられました。そのうち34件が専門相談（弁護士、公認会計士、社会保険労務士、税理士による回答）でした。相談内容・種別は下記の通りです。

相談内容



相談種別



特徴的な相談は、燃料費等の高騰により、高騰分を利用料に転嫁せざるを得ない状況である等の財政状況の相談、新型コロナウイルスのクラスターが発生したことに伴う応援派遣の会計処理の相談、外国人雇用に関する相談、利用者の事故・賠償などの相談、副業や無期転換に関する職員待遇等の相談、補助金の返還に伴う会計処理など。

2 社会福祉法人等の一部書類は電磁的記録で作成し閲覧には電子媒体での供与が基本に（厚労省）

厚生労働省は3月22日、自治体の社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人担当課（室）に対し、「社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の届出書類等に係る閲覧の手続について」を発出した。令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、社会福祉法人等の一部書類について電磁的記録で作成するとともに、閲覧の請求があった場合にはメール等に電子媒体を添付する形で行うことを基本とするというもの。

■対象となる書類

- 計算書類等（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の32第3項及び第4項（法第138条において準用する場合を含む。））
- 財産目録等（法第45条の34第3項（法第138条において準用する場合を含む。））

- 会計帳簿（法第45条の25）
- 評議員会の議事録（法第45条の11第4項）
- 評議員会の決議の省略に係る議事録（法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団に関する法律（平成18年法律第48号）第194条第3項）
- 理事会の議事録等（法第45条の15第2項及び第3項）
- 清算人会の議事録等（法第46条の20第2項及び第3項）
- 清算法人の貸借対照表等（法第46条の26第2項）
- 吸収合併契約に関する書面等（法第51条第2項及び法第54条第2項）
- 新設合併契約に関する書面等（法第54条の7第2項）
- 吸収合併に関する書面等（法第54条の4第3項）
- 新設合併に関する書面等（法第54条の11第3項）
- 社会福祉連携推進方針（社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日社援発 1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」第4の10（1）③）
- （資金）収支予算書を作成する旨を定款で定めている場合にあっては、（資金）収支予算書

3 新型コロナウイルス感染症への対応（厚労省）


厚生労働省は3月20日、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（事務連絡）を都道府県、指定都市、中核市の介護保険担当主管部（局）宛てに発出した。これは、3月17日に発出された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の「5. 高齢者施設等における対応」等について、確認および必要な対応を依頼するもの。

厚生労働省は3月31日、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」を発出し、新型コロナウイルス感染症が5類に移行する5月8日からの基本的な感染対策についての考え方を示した。5類への変更（予定）に伴い、基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止される。政府として一律に対策は求めず、日常における基本的な感染対策については、個人や事業者の判断に委ねることを基本とした。また政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報提供を行っていくとした。

.....

※ 参照資料は、東社協ホームページ(経営相談室)に掲載しています。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#tayori>

東京都社会福祉協議会 経営相談 月曜～金曜 祝祭日・年末年始休み	
専用 Mail: fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp	
専用 TEL: 03-3268-7170(9時～17時)	
※できるだけ相談票又はメールでのご相談をお願いいたします。	
HP https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html (東社協 HP→経営相談室→相談はこちらから)	